

長井市農地賃借料情報

令和7年1月から令和7年12月までに締結（公告）された賃貸借における賃借料水準（10aあたり）は、以下のとおりです。

令和8年3月

長井市農業委員会

1. 田（水稻の部）

長井市全体					
区分	平均額	最高額	最低額	データ数	備 考
1 等級	15,200	16,500	14,000	28	収量 600 kg以上の生産地域
2 等級	14,200	17,000	7,500	288	収量 540 kg～600 kg未満の生産地域
3 等級	13,000	15,000	10,000	17	収量 480 kg～540 kg未満の生産地域
4 等級	—	—	—	—	480 kg未満の生産地域

※4 等級については令和7年中の対象件数が少ないため表示していません。

2. 畑（普通畑）の部

区分	平均額	最高額	最低額	データ数	備 考
畑	3,400	3,500	3,000	19	令和7年中の対象件数が少ないため、令和6年中のデータを表示しています

この賃借料情報は、農地法第52条に基づき毎年公表するものです。

実際の賃借料は、当事者間の話し合いで決めてください。

1. 使用した基礎データは、農地法第3条許可、農用地利用集積等促進計画の公告による賃借料です。
2. データ数は、集計に用いた筆数です。
3. 賃借料は、100 円未満を切り捨てしています。

問い合わせ先 長井市農業委員会 ☎ 0238-82-8026